

岩手県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

平成28年3月4日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	担当監査委員
岩手県立杜陵学園	平成28年2月16日	吉田 政司
岩手県立岩谷堂高等学校	平成28年2月15日	〃

2 監査の結果 留意改善を要する事項は次のとおりである。

(1) 岩手県立杜陵学園

- ア 委託業務の契約に当たり、積算を誤っているものが1件、133,920円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
 - イ 物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。
 - ウ 工作物の設置に当たり、道路占用許可の更新手続を行っていないものが2件あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- なお、留意改善を要する事項が多数に及んでおり、また、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものもあることから、組織的なチェック体制を構築するなど、有効な対策を講じられたい。

(2) 岩手県立岩谷堂高等学校

- ア 生産物売払の収入事務に当たり、現金の取扱いが著しく不適切なものが多数あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- イ 役務費の支出に当たり、公費での支払遅延に対応するため、職員が自費で支払を行ったものが1件、18,160円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- ウ 需用費及び委託料の執行に当たり、決裁を得ずに執行しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。
- エ 収入事務、支出事務及び契約事務の執行に当たり著しく不適切な事務処理をしたもの、また、公文書を紛失しているものが多数あったので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、留意改善を要する事項が多数に及んでいるほか、県の信用を損ねたものがあり、誠に遺憾である。今後、職員や組織の意識改革はもとより、組織的なチェック体制を構築するなど、再発防止に努め、県民の信頼回復に最大の努力を図られたい。